

公益社団法人さいたま観光国際協会
副会長、常務理事 候補者 募集案内

さいたま市の外郭団体である、公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「協会」という。）では、協会の経営改革に必要な経営理念や経営能力を有し、公益と経営のバランス感覚と実行力、リーダーシップがあるとともに、観光、コンベンション、国際交流事業に優れた見識を有し、関係団体との円滑な連携体制、協力関係を構築できる調整能力と行動力のある人材を募集します。

1 募集内容（平成29年6月開催の定時総会の日から執務予定）

候補者に選考された後、協会の理事会及び総会において選任された場合に、副会長、常務理事となることができます。

募集区分	職務の概要	採用人数
副会長候補者	総会の方針等に従い、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行します。	1名
常務理事候補者	総会の方針等に従い、協会の運営の全体を指揮、監督し、適正かつ健全な協会運営・経営を実現するため、業務を処理します。	1名

2 主な応募・選考日程

受付期間	平成29年3月1日（水）～平成29年3月31日（金）【消印有効】
1次選考	平成29年4月7日（金） 書類選考
2次選考	平成29年4月20日（木）（1次選考合格者）面接選考

3 応募資格

(1) 次のいずれかの要件を満たす人とします。

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した人等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のすべての要件を満たす人とします。

ア 昭和28年4月2日以後に生まれた人

イ 平成29年6月開催の定時総会の日から、協会において職務を遂行できる人

ウ 法人等において役員や管理職などのマネジメント業務の経験を5年以上有する人又はそれと同等の経験を有する人

エ 協会の事業を理解し、適正かつ健全な協会運営・経営に貢献する意欲のある人

オ 協会が所有する企業等の情報を漏洩並びに自己又は第三者の利害関係のために使用することがなく（役員退任後も含む。）、公平性、平等性及び透明性を持って業務を遂行できる人

カ 役員在任中、営利を目的とする法人若しくは団体の役員（同等以上の職権又は支配力を有する人を含む。）となり、又は自ら営利事業に従事することがない人

(3) ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

ア 破産者、成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 物品の製造若しくは販売若しくは協会の事業に関連する業務の請負を業とする人で、協会と取引上密接な利害関係を有する人又はこれらの人が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する人を含む。）

エ 協会が所有又は管理する施設を使用して事業を営む人又はこれらの人が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する人を含む。）

オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し又はこれに加入した人

4 申込方法

申込書の様式は、協会ホームページからダウンロードすることができます。
(http://www.stib.jp/topics/bosyuu_yakuin2017.shtml)

提出書類	申込書（別紙様式1） ・様式の記載事項に従って記入のうえ、写真（申込3ヶ月以内の撮影で、縦4cm×横3cm・背景白色又は白色に近いもの）を必ずのりで貼って下さい。 小論文（別紙様式2） ・様式2に示す課題に沿って、応募者本人が、自筆又はパーソナル・コンピュータ等により1,000字から1,200字程度で作成のこと。 ・A4縦長用紙又は原稿用紙等の使用も可。ただし、様式2に準じ、冒頭に「課題名」「氏名」を記入のうえ、横書きで記入すること。
申込期間	平成29年3月1日（水）～平成29年3月31日（金）【消印有効】 ・必ず特定記録郵便により申込下さい。 ※普通郵便等の場合の事故については、責任を負いません。 ・封筒の表面に「役員応募申込書在中」と朱書きし、裏面に申込者の住所・氏名を必ず記入して下さい。
郵送先	〒330-0853 さいたま市大宮区錦町 682-2 JACK 大宮 3F (公社) さいたま観光国際協会 総務担当

※4月1日（土）以降の日付の消印のものは、理由を問わず受理できません。

また、記載事項の不備がある場合も受付できません。

※受理後、受付番号をEメールで送信しますので、Eメールアドレスは正確に記入してください。（携帯電話可：以下のドメインからのメールが受信できるように設定して下さい。@stib.jp）

※提出された書類は、返却しません。

※申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

5 選考方法等

	選考日	試験内容
1次選考	平成29年4月7日(金)	書類選考 (申込書類及び小論文審査)

↓

1次選考 合格発表	平成29年4月12日(水)までに応募者に郵送します。
--------------	----------------------------

↓

	選考日・場所	試験内容
2次選考	平成29年4月20日(木) 公益社団法人さいたま観光国際協会会議室 (さいたま市大宮区錦町682番地2 JACK大宮3F)	面接選考(午前10時~順次) ※面接に必要な交通費については、各自でご負担下さいますようお願いいたします。

↓

2次選考 合格発表	平成29年4月24日(月)までに2次選考受験者に郵送します。
--------------	--------------------------------

※電話や電子メール等での可否の問合せにはお答えできません。

※協会理事等で構成する選考委員会で選考します。

選考の結果、適任者なしと判断する場合があります。

6 合格から役員就任まで

- (1) 合格の通知後、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 合格者は、協会の副会長、常務理事の候補者として内定し、平成29年6月に開催される理事会、6月に開催される総会において選任された後に、正式に副会長、常務理事となります。
- (3) 候補者として内定後又は副会長、常務理事就任後、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合には、内定の取り消し、又は理事会、総会において役員を解任します。

7 任期・報酬等

(1) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の日までです。

ただし、理事会において、任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、更に1期2年間、再任されることもあります。また、当該役員として能力、資質が不適格と判断された場合には、任期途中で解任される可能性もあります。

なお、任期が終了する年の3月31日時点で64歳に達している場合は再任されません。

(2) 当該役員には、協会役員の報酬及び費用弁償に関する規則に基づき、報酬、通勤手当及び賞与（現行2.2ヶ月分）が支給されます。

職	報酬月額
副会長	285,175円
常務理事	275,175円

※規則の改正により改定する場合があります。

(3) 退任時の退職手当はありません。

(4) 執務時間

役員であることから勤務時間、休暇の定めはありませんが、基本的には、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分の間は、常勤役員として執務していただきます。なお、観光イベント事業については、土日祭日の執務の場合もあります。

(5) 福利厚生 健康保険、厚生年金保険 等

(6) 勤務地 さいたま市大宮区錦町682番地2
公益社団法人さいたま観光国際協会

8 問合せ・郵送書類の提出先

〒330-0853

さいたま市大宮区錦町682-2 JACK 大宮3階

公益社団法人さいたま観光国際協会 総務担当

電話 048-647-8338

FAX 048-647-0116

E-mail soumu@stib.jp

営業時間 午前9時～午後5時45分（土・日・祝日を除く）